



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 83/2017年9月号

発行日：2017年9月28日

気温が30度を超える日が徐々に減ってきて、カラッとした陽気に包まれると秋の季節を感じます。毎年この時期になると、来年度のカレンダーの発注のオーダーが舞い込んできます。まだ早いと思っけていても、年末はひたひたと近づいているのですね。

I. 最新情報（2017年8月1日～2017年8月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

監査基準委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年 8月3日	意見	国際監査・保証 基準審議会 (IAASB) 公開 草案「提案され た国際監査基準 540(改訂)「会 計上の見積りと 関連する開示の 監査」」に対す るコメント	平成 29 年 4 月 20 日に、国際会計士連盟 (IFAC) の 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) から、公開草案 「提案された国際監査基準 540(改訂)「会計上の見積 りに関連する開示の監査」」(<i>Proposed International Standard on Auditing 540 (Revised) Auditing Accounting Estimates and Related Disclosures</i>) が公表され、会計上の見積りの監査に関連する論点につ き、広く意見が求められました (意見募集期限: 平成 29 年 8 月 1 日)。 日本公認会計士協会では、この公開草案に対するコメン トをとりまとめ、平成 29 年 7 月 20 日常務理事会の承 認を経て、平成 29 年 8 月 3 日付けで IAASB に提出い たしましたのでお知らせします。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、H28年8月号 Vol170 及び H29年6月号 Vol180 で触れた仮想通貨 (主にビットコイン) について最近の状況と課税上の取り扱い等を説明したいと思います。なお文中意見に関する部分は筆者の私見であり、監査法人としての統一見解でないことを御了承下さい。

1. 最近のビットコイン相場

現在は 1 ビットコイン 40 万円から 45 万円の値 (ビットコインリアルタイムチャート By ビットフライヤー) をつけていますが、平成 29 年 9 月 3 日には、51 万円近くの値を記録しました。最近のトレンドを見る限り、ここ数年で価格上昇を続けていると言われていています。この要因は、主に日本人投資家の買いと言われていています。平成 29 年 4 月に改正資金決済に関する法律 (以下「資金決済法」という) が施行され、オフィシャルな通貨として認められかつ消費税が免税になったことが投資を誘発したと考えられます。

2. ビットコインの基盤となる技術「ブロックチェーン」

ビットコインは、ブロックチェーン技術を利用して発行した電子的な価値であり、インターネットを通じて不特定多数の間で物品やサービスの対価に使用することや送付しあうことができるもので、単独・特定の管理者が存在しないものを言います。従って、前払式決済手段 (Suica や商品券等) と比較しても支払・交換の多様性の点で異なり、法定通貨や銀行口座残高とも特定の管理主体がない点で異なります。なお仮想通貨の定義は、資金決済法の中でも規定されています。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

一方ブロックチェーンはビットコインに欠かせない技術であり、その理解が大変重要になってきます。日本ブロックチェーン協会によれば、ブロックチェーンとは、下記のように定義されています。

- (1) ビサンチン障害を含む不特定多数のノードを用い、時間の経過とともにその時点の合意が覆る確率が0へ収束するプロトコル、又はその実装。
- (2) 電子署名とハッシュポインタを使用し改ざん検出が容易なデータ構造を持ち、且つ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術。

上記定義は難しいので下記のように要素を要約できます（有限責任監査法人トーマツ Fin Tech 監査推進チームから引用）。

- (1) 複数のコンピュータがそれぞれ全く同じの全てのデータを保持・処理・参照している
- (2) (1) にて処理した結果を重複や矛盾の無い一意のデータとして保持するための合意形成ルールがある
- (3) 数学的な暗号技術により改ざん困難なデータ構造を持っている

この技術では、ネットを通じて行われた取引のデータは、特定のサーバーに書き込む代わりにネット上に保管され、全ての利用者が確認できます。つまり、銀行口座であれば、銀行のみが管理・処理をすることで誰がいくら保有しているという一意的なデータベースが保てますが、ブロックチェーンは複数のコンピュータで取引承認などを処理します。つまり複数のコンピュータで処理した結果、誰がいくら持っているというデータがそれぞれのコンピュータ（分散型台帳）に記帳され、各コンピュータの取引記録は全く同じになるようにするルールも存在します。そして承認された過去の取引は暗号技術によって後から書き換えできないデータとして保持されることとなります。このことは、イメージするとすれば、世界中のビットコインの送金履歴が誰でも閲覧可能な1つの大きな通帳に記帳されていき、誰でも一定のルールに従って送金の承認・確認に参加でき、過去の送金記録は暗号化により記帳されるため改ざんできなくなります。そして誰でも簡単に暗号及び過去の取引記録の正確性を検証することができるため、改ざんされたとしてもすぐに発見されてしまう構造になっています。

3. ビットコインに向けた金融機関の取り組み

三菱東京 UFJ 銀行では、一般利用できる仮想通貨を独自に発行することが決まっています。「MUFG コイン」と呼ばれる通貨で、1円=1コインとして三菱東京 UFJ 銀行の口座の預金を交換することができます。コインは格安で送金することが出来るなどとても利便性の高い通貨です。仮想通貨を取り扱う銀行は、現時点で三菱東京 UFJ 銀行、シンガポール中央銀行、バンクオブアメリカ、メルリリンチ、クレディ・スイス、HSBC があります。

4. 日本の法整備

2017年9月時点では、日本は世界で国として唯一仮想通貨を法律上で定義し、仮想通貨の交換業つまり仮想通貨取引所を規制しています。具体的には、2017年4月から改正資金決済法に法律上の定義が定められた仮想通貨の売買や他の仮想通貨との交換又はこれらの媒介、取次、代理をするものは仮想通貨交換本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

業者の登録をしなくてはならなくなりました。また同法律の要請により、仮想通貨交換業者は顧客からの預かり資産について、自己の資産と分別管理する必要があり、その利用者保護の施策を講ずることや、犯罪収益移転防止法の定めに従った本人確認等の手続きを実施しなければなりません。

特に自己資産と顧客資産の分別管理については監査法人又は公認会計士による監査を受ける必要があり、さらに事業報告及び貸借対照表・損益計算書（関連する注記を含む）についても監査報告書が必要になります。

5. 課税上の取り扱い（個人所得税に関して）

国税庁はビットコインをはじめとする仮想通貨をめぐり、取引で生ずる利益の取り扱いを明らかにしました。ビットコインに係る利益は原則、総合課税の雑所得に区分され、ビットコイン同士の損益や公的年金等といった同じ総合課税の雑所得内での内部通算のみ可能となります。申告分離となるFX（外国為替証拠金取引）や株式等との損益通算はできません。

＜ビットコインの課税関係と課税時期（週刊税務通信 No3474 から抜粋）＞

ビットコインの使用形態等	課税関係	課税時期
日本円等に換金	雑所得（事業として継続的に行えば事業所得）	換金時
資産を購入（資金決済として使用）	雑所得（事業用資産を購入したら事業所得）	購入時
別の仮想通貨とトレード	雑所得（事業として継続的に行えば事業所得）	トレード時
採掘	事業所得（相当の資本投下をしているような場合）	採掘時

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703